

(写)

4 三 総 政 第 95 号

令和 4 年 6 月 2 日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 4 年第 2 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第26号 三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 三鷹市市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第28号 大沢野川グラウンド復旧工事請負契約の締結について
- 議案第29号 三鷹都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）電線共同溝整備及び街路築造工事請負契約の締結について
- 議案第30号 三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅱ期工事請負契約の締結について
- 議案第31号 令和 4 年度三鷹市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 26 号

三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年三鷹市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中

「

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの(4) 児童育成手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの(5) 乳幼児の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの(6) 義務教育就学児の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの |
|--|

」

を

「

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの(6) 児童育成手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの(7) 乳幼児の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの(8) 義務教育就学児の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの |
|--|

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

心身障害者の医療費の助成に関する事務を独自利用事務に加えることに伴い、利用する特定個人情報を一部追加するため、本案を提出します。

議案第 27 号

三鷹市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市市税条例等の一部を改正する条例

(三鷹市市税条例の一部改正)

第1条 三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条の4中「交付」の右に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第26条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第26条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第27条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の都民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第29条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4

項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第29条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の右に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の右に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第36条の6中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第54条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第54条の3中「交付」の右に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」

に改める。

附則第22条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第22条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第22条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第26条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第27条を削る。

(三鷹市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三鷹市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年三鷹市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち三鷹市市税条例第29条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の右に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中三鷹市市税条例第29条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第29条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第26条の改正規定並びに同条例附則第27条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

- (2) 第1条中三鷹市市税条例第26条第4項及び第6項、第27条の9第1項及び第

2 項、第29条の2第1項ただし書並びに第36条の6の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第22条の2第4項並びに第22条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中三鷹市市税条例第11条の4、第54条の2及び第54条の3の改正規定並びに次条並びに附則第4条第2項及び第3項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の三鷹市市税条例第11条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の三鷹市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第29条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の三鷹市市税条例（次項において「旧条例」という。）第29条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の三鷹市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の三鷹市市税条例第54条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の三鷹市市税条例第54条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税関係について住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限の延長等を行うとともに、固定資産税関係等について省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置の対象工事の拡充及び登記事項証明書におけるDV被害者等の住所の取扱いを踏まえた対応を行うほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 28 号

大沢野川グラウンド復旧工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

大沢野川グラウンド復旧工事請負契約の締結について

大沢野川グラウンド復旧工事の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

大沢野川グラウンド復旧工事

2 契約の方法

制限付一般競争入札による契約

3 契約の金額

5億7,216万5,000円

4 契約の相手方

東京都世田谷区太子堂一丁目4番21号

長谷川・三栄建設共同企業体

代表者 長谷川体育施設株式会社 東京営業所

所長 廣瀬 基以

構成員 三栄建設株式会社

代表取締役 秋山 進

提案理由

大沢野川グラウンド復旧工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

大沢野川グラウンド復旧工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市大沢五丁目から六丁目地内

(2) 工事内容

ア 運動施設の復旧

イ 給排水施設の復旧

ウ 駐車場・駐輪場の復旧

エ 進入路・外周歩道の復旧

オ 電気・機械設備の復旧

(3) 工期

契約確定日の翌日から令和5年3月30日まで

2 案内図及び平面図

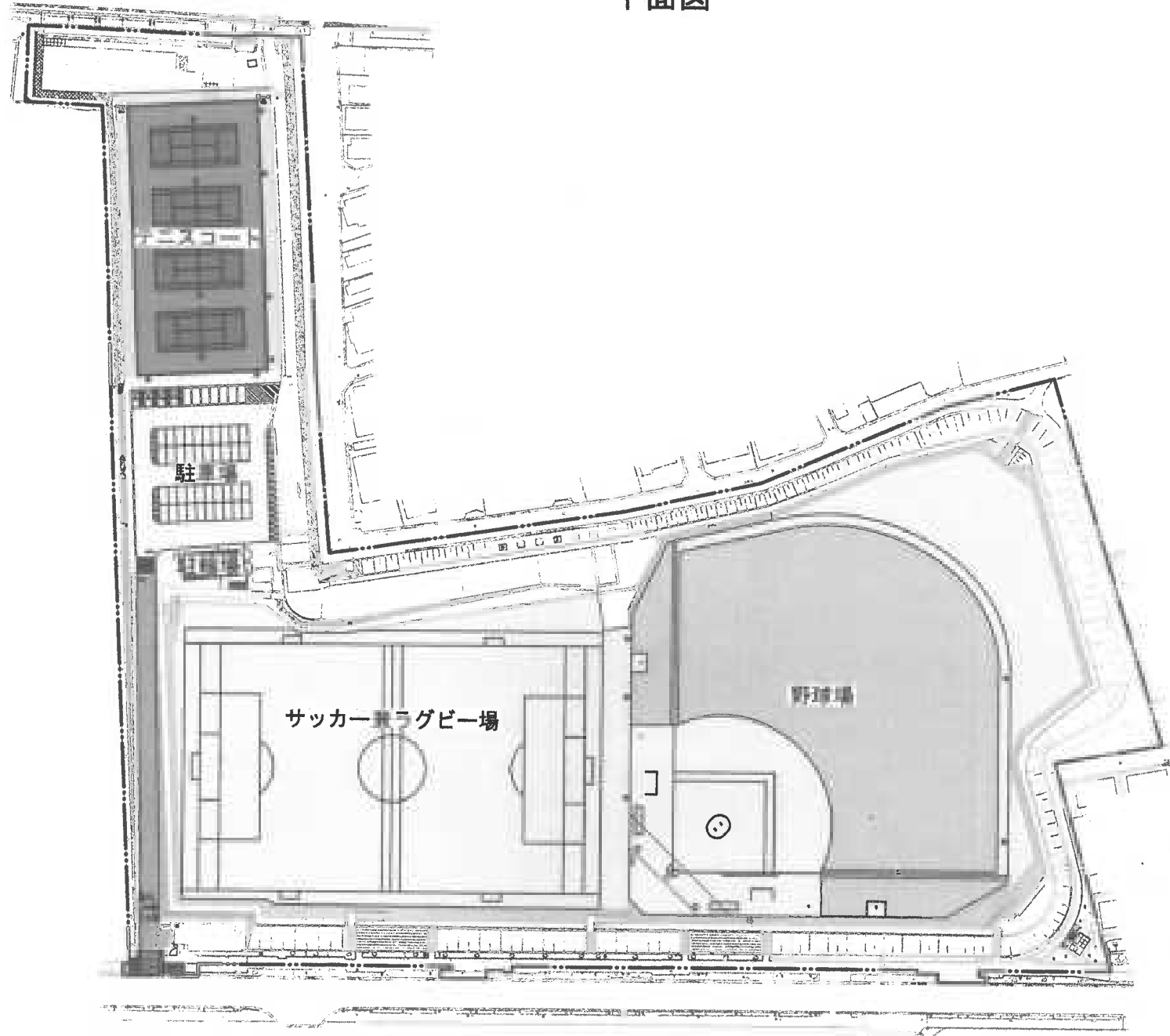
別紙のとおり

案内図

大沢野川グラウンド復旧工事場所



平面図



凡 例

—— 施工区域

議案第 29 号

三鷹都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）電線共同溝整備及び
街路築造工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）電線共同溝整備及び
街路築造工事請負契約の締結について

三鷹都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）電線共同溝整備及び街路築造工事の
施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

三鷹都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）電線共同溝整備及び街路築造工事

2 契約の方法

制限付一般競争入札を行ったが、再度の入札に付しても落札者がなかったため、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2 第1項第8号の規定により、
入札参加者のうち最低価格を提示した者との随意契約

3 契約の金額

1 億6,478万円

4 契約の相手方

東京都三鷹市大沢六丁目 3 番23号

三栄建設株式会社

代表取締役 秋山 進

提案理由

三鷹都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）電線共同溝整備及び街路築造工事を
施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粹

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

(以下省略)

地 方 自 治 法 施 行 令 抜 粹

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(第1号から第7号まで省略)

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(以下省略)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粹

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

三鷹都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）電線共同溝整備及び 街路築造工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市下連雀四丁目地内

(2) 工事内容

ア 電線共同溝整備工事

イ 街路築造工事

(3) 工期

契約確定日の翌日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 案内図、平面図及び断面図

別紙のとおり

案内図

三鷹都市計画道路3・4・7号（連雀通り）

電線共同溝整備及び街路築造工事場所





凡例

平面図

今回工事範囲
(連雀通り北側)

標準断面



断面図

議案第 30 号

三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅱ期工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月9日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅱ期工事請負契約の締結について

三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅱ期工事の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的
三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅱ期工事
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札による契約
- 3 契約の金額
2億2,000万円
- 4 契約の相手方
東京都三鷹市牟礼一丁目5番15号
桂・三友建設共同企業体
代表者 桂建設株式会社
代表取締役 定池 伸
構成員 株式会社三友建設
代表取締役 石田 武士

提案理由

三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅱ期工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅱ期工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市井の頭二丁目 34 番 21 号

(2) 工事内容

ア 北校舎棟

- (ア) 外壁及び屋上の改修
- (イ) 床仕上げ改修
- (ウ) 教室の出入口引戸の改修
- (エ) 出入口へのスロープの設置
- (オ) 照明器具のＬＥＤ化
- (カ) 昇降口のサッシ改修
- (キ) 防災設備の改修

イ 屋内運動場

- (ア) 外壁の改修
- (イ) 床仕上げ改修（アリーナ及びステージ）
- (ウ) ステージの照明器具のＬＥＤ化
- (エ) 防災設備の改修

(3) 工期

契約確定日の翌日から令和４年 12 月 28 日まで

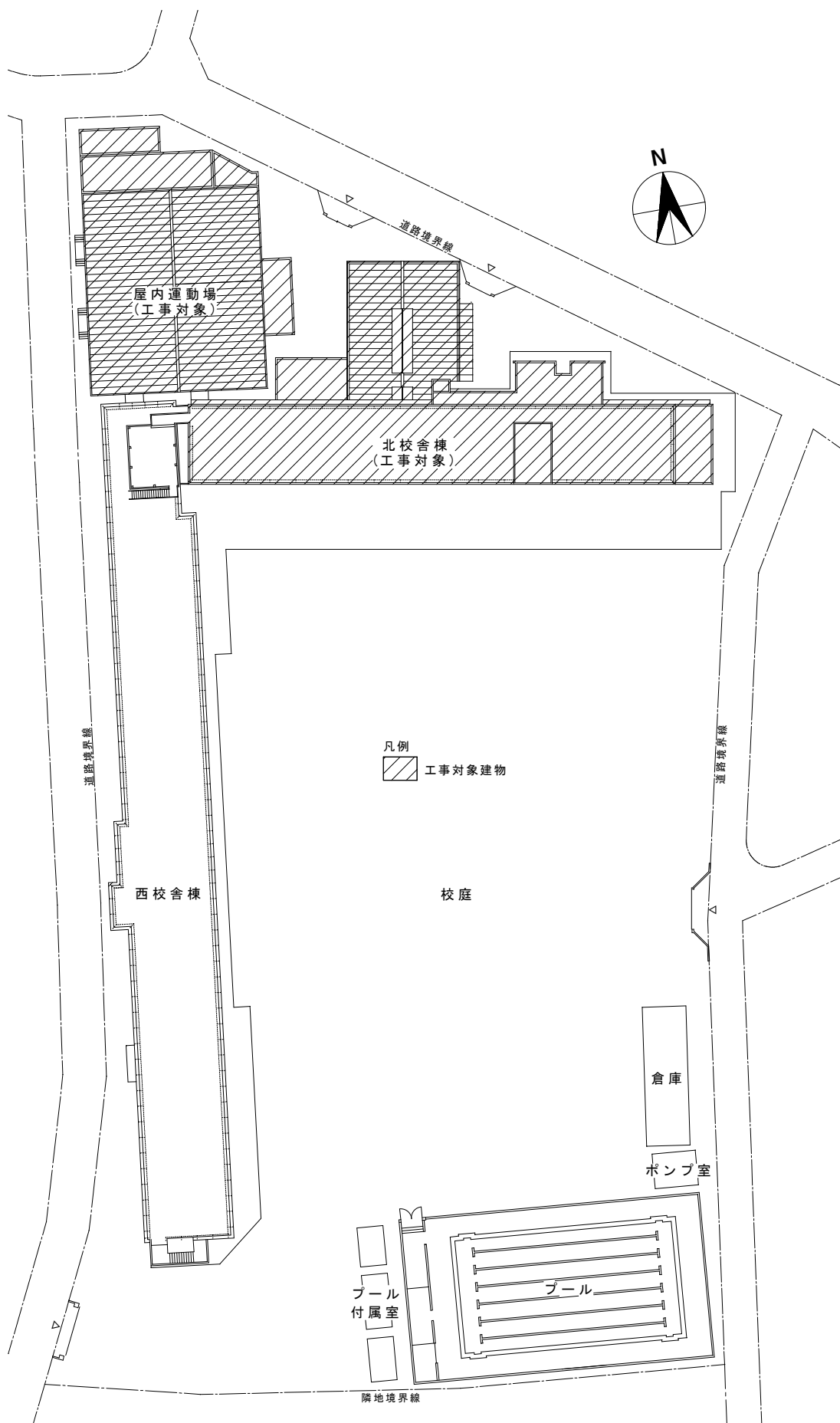
2 案内図、配置図、各階平面図及び立面図

別紙のとおり

案内図

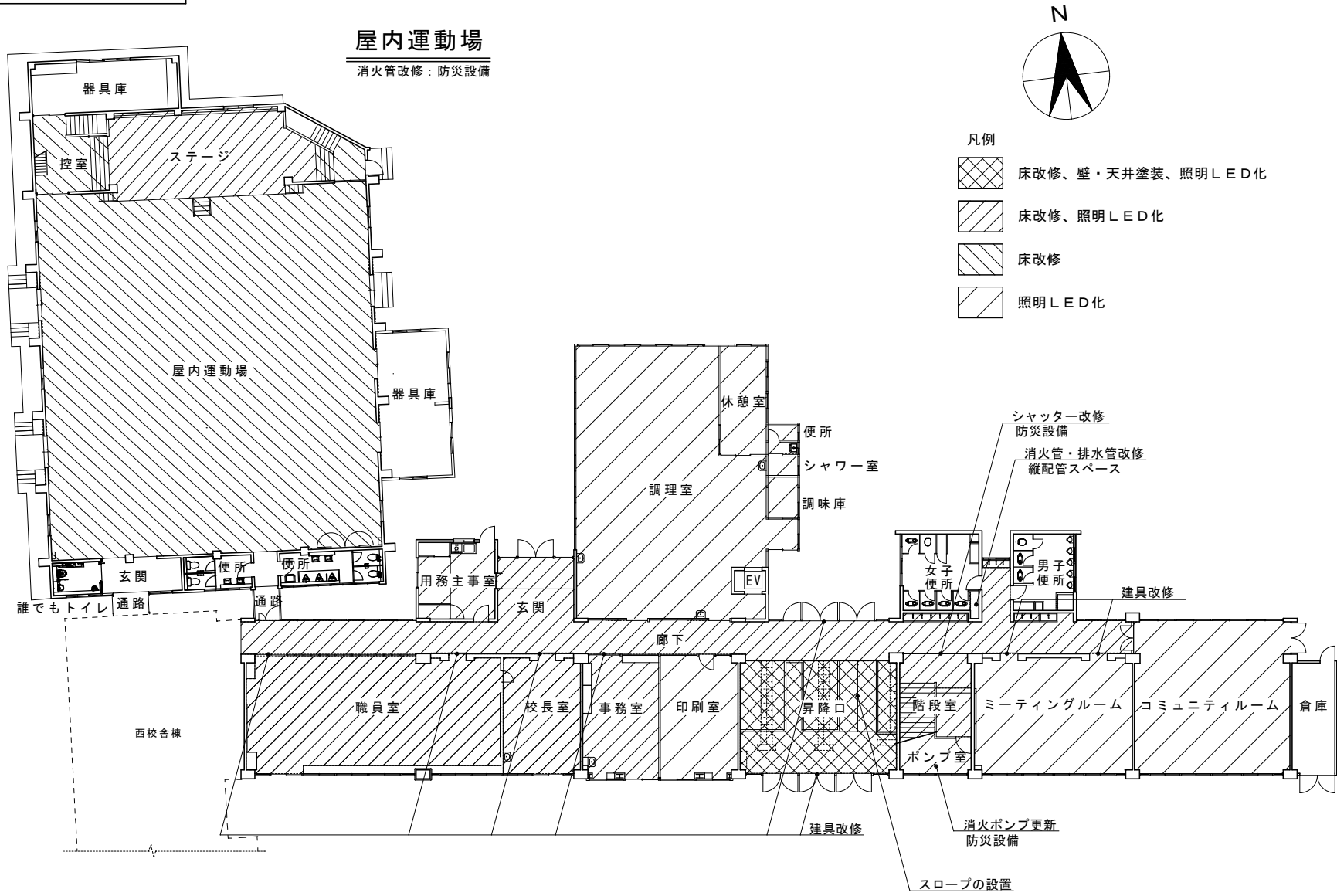
三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅱ期工事場所





配置図

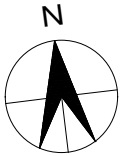
1 階 平 面 図



北校舎棟

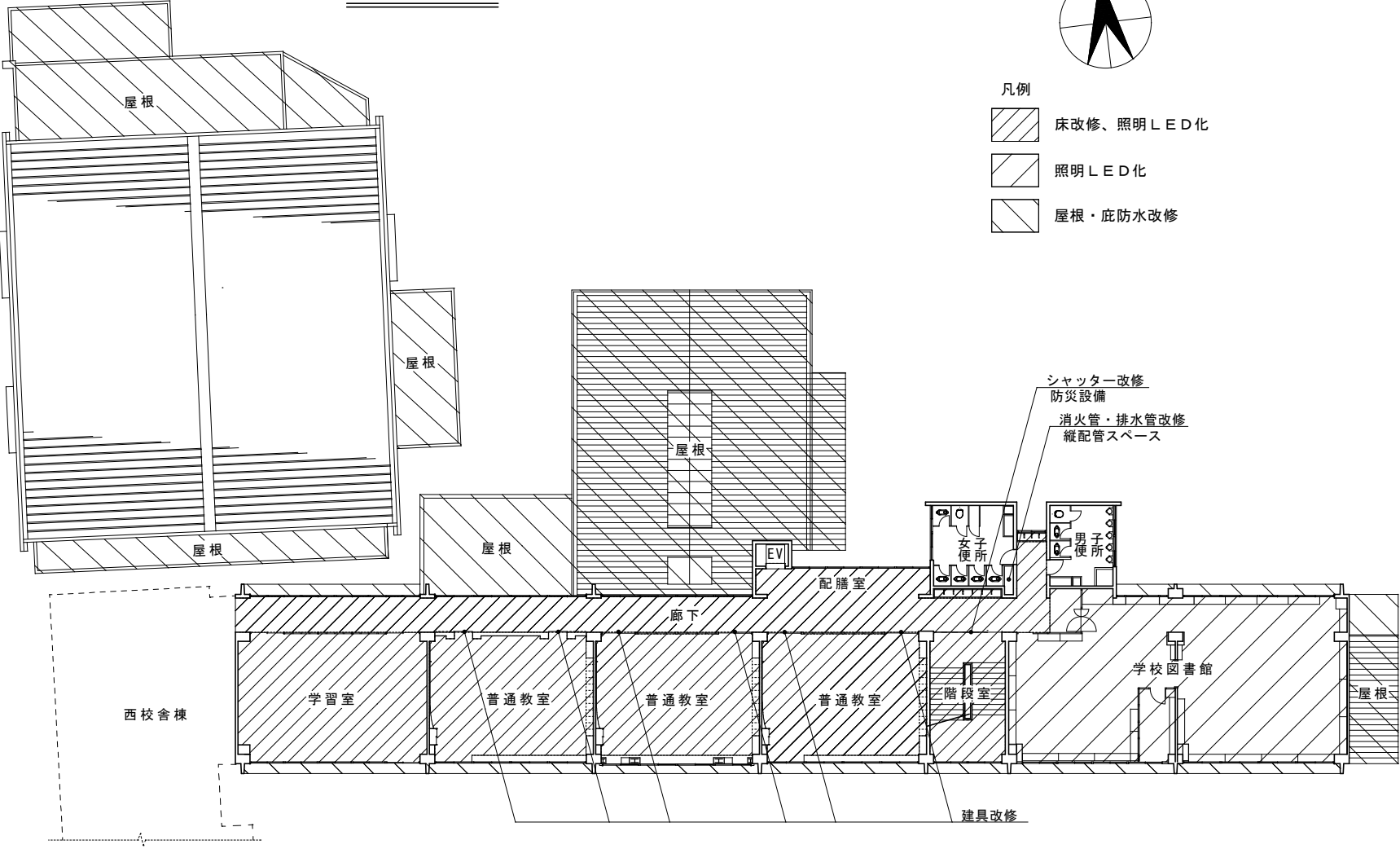
2 階 平 面 図

屋内運動場



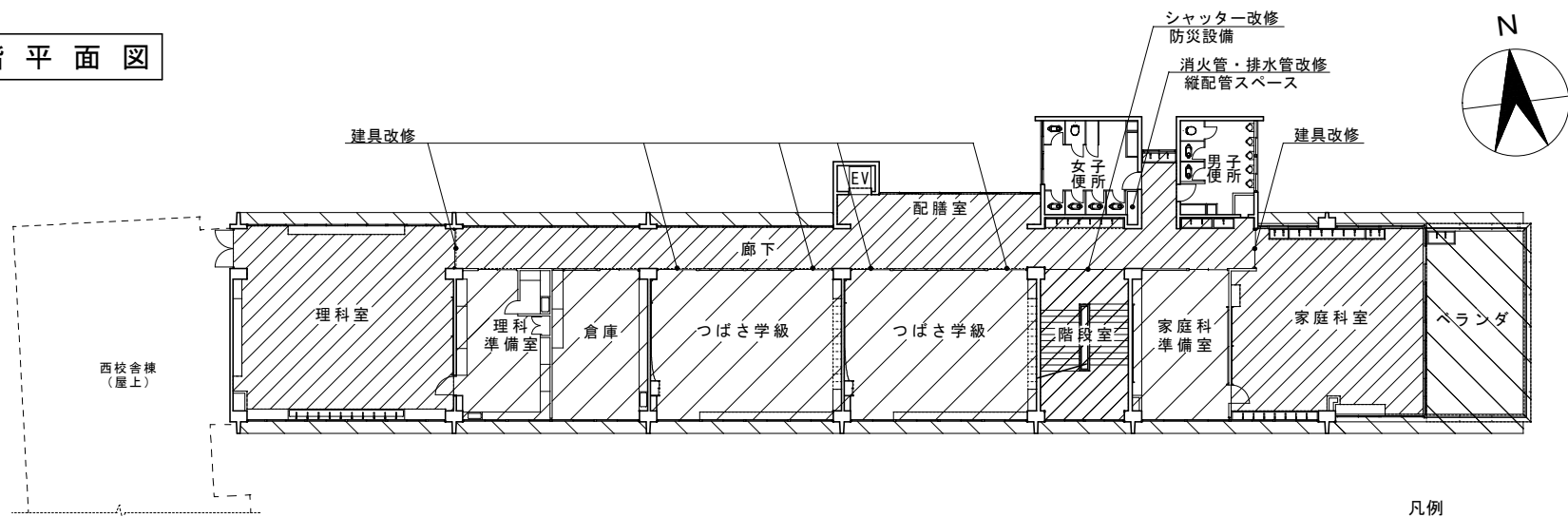
凡例

-  床改修、照明LED化
-  照明LED化
-  屋根・庇防水改修



北校舎棟

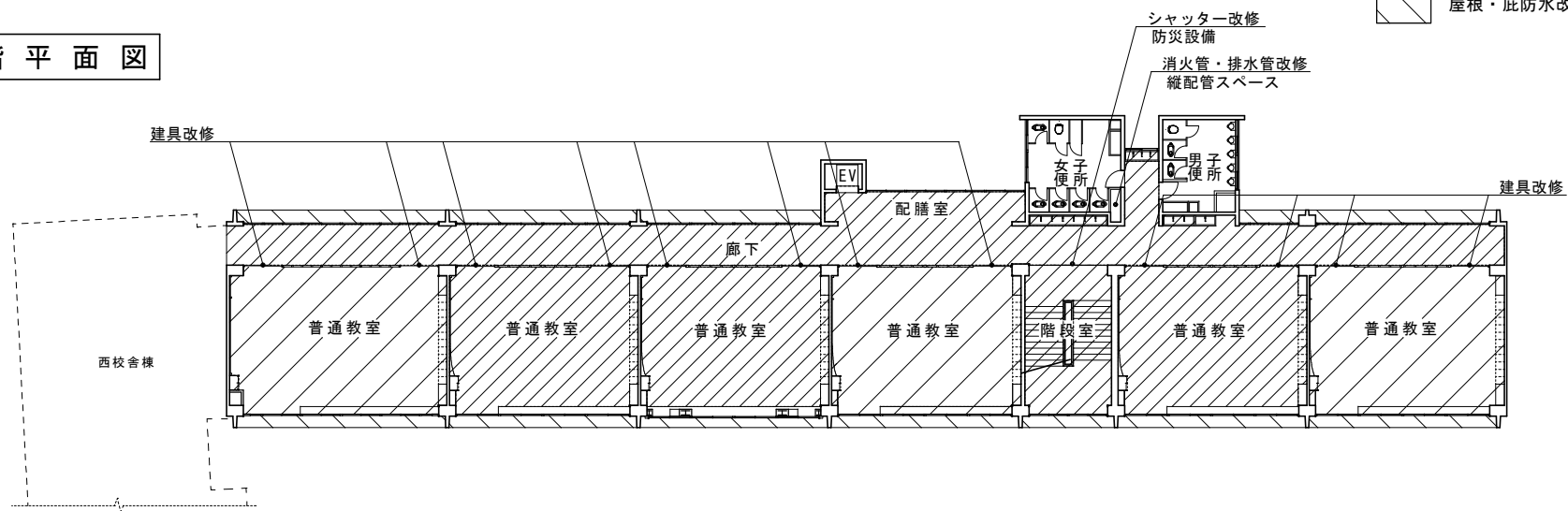
4 階 平 面 図



凡例

-  床改修、照明LED化
-  照明LED化
-  屋根・庇防水改修

3 階 平 面 図

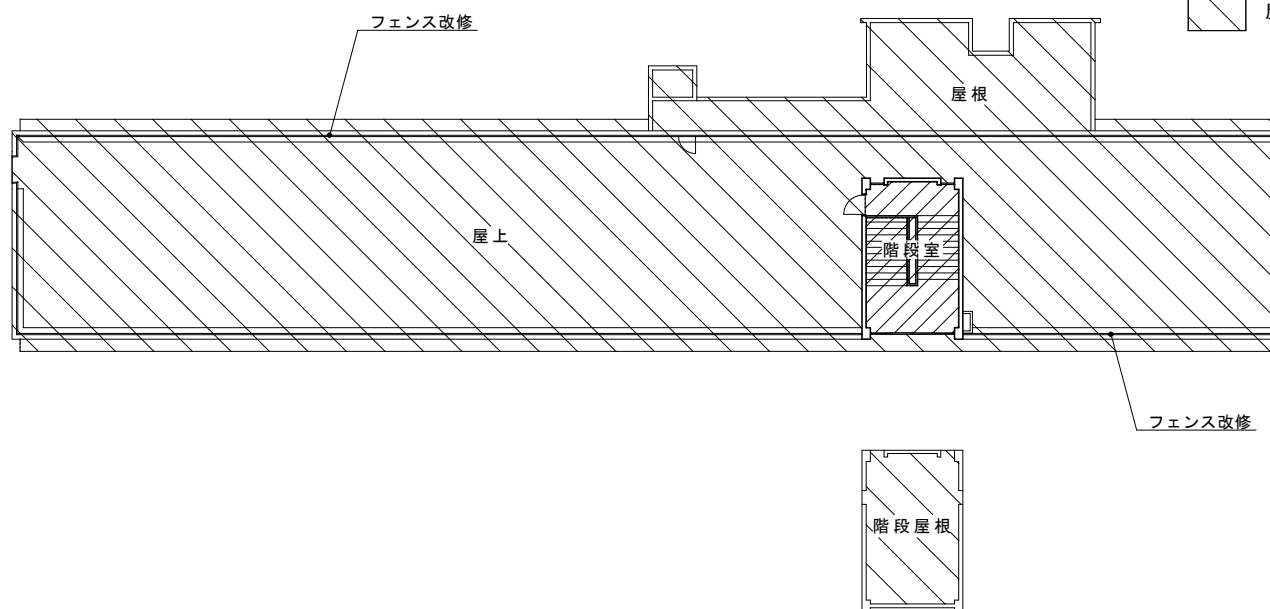


屋上平面図

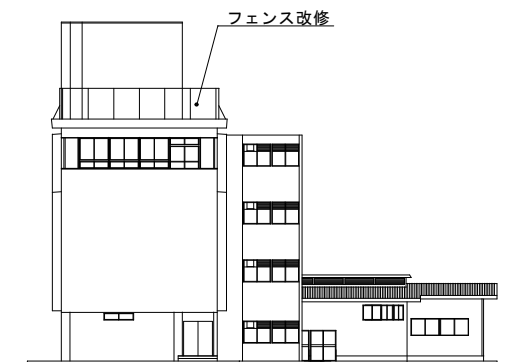


凡例

- 床改修、照明LED化
- 屋上・屋根・底防水改修

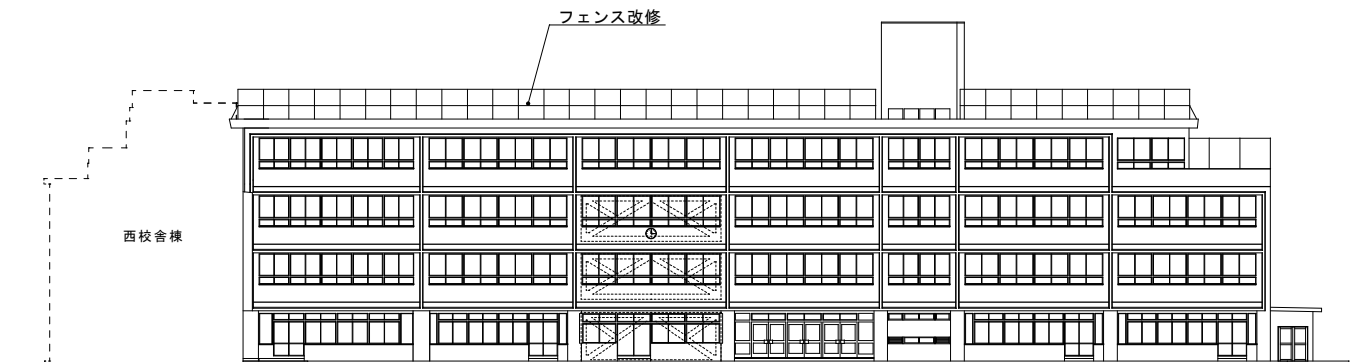


北校舎棟



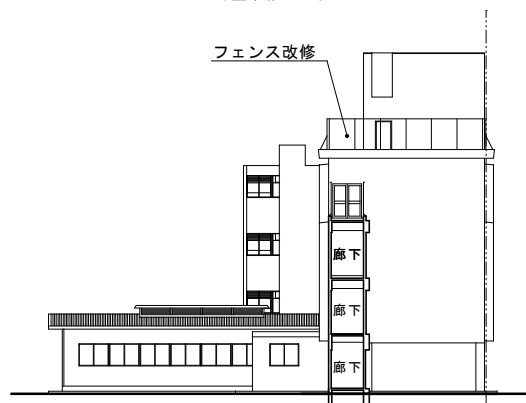
東立面図

外壁改修：全面



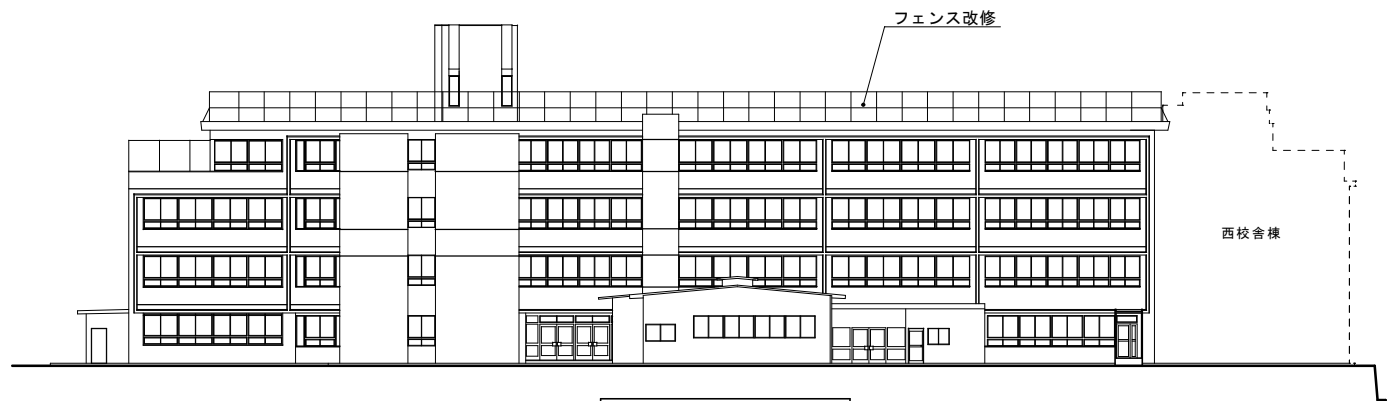
南立面図

外壁改修：全面



西立面図

外壁改修：全面



北立面図

外壁改修：全面

屋内運動場



東立面図

外壁改修：全面



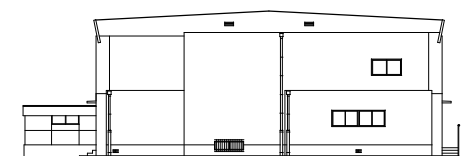
南立面図

外壁改修：全面



西立面図

外壁改修：全面



北立面図

外壁改修：全面

議案第 31 号

令和 4 年度三鷹市一般会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝